

様式 87 の 3 の 2

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険薬局の常勤薬剤師数		
週 32 時間以上勤務する保険薬剤師数 (①)		人
週 32 時間に満たない保険薬剤師の常勤換算数 (②)		人
常勤換算した保険薬剤師数 (①+②)		人
2 各基準の算定回数 (1 年間)		
期間： 年 月 ~ 年 月		
基準 (薬剤師一人当たり)	各基準に常勤換算した保険薬剤師数を乗じて得た回数	保険薬局における実績の合計
(1) 時間外等加算及び夜間・休日等加算 (400 回／人)	回	回
(2) 麻薬管理指導加算 (10 回／人)	回	回
(3) 重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 (40 回／人)	回	回
(4) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包管理料 (40 回／人)	回	回
(5) 外来服薬支援料 (12 回／人)	回	回
(6) 服用薬剤調整支援料 (1 回／人)	回	回
(7) 単一建物診療患者が 1 人の場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、介護保険における居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費 (12 回／人)	回	回
(8) 服薬情報等提供料 (60 回／人)	回	回

[記載上の注意]

- 当該保険薬局に勤務する保険薬剤師の氏名、勤務の様態（常勤・非常勤の別）及び勤務時間について、別添 2 の様式 4 を添付すること。ただし、当該様式において、「専従・非専従、専任・非専任の別」についての記載は要しない。
- 「1」の、「常勤薬剤師数」は届出前 3 月間の勤務状況に基づき、以下により算出する。
 - 当該保険薬局における実労働時間が週 32 時間以上である保険薬剤師は 1 名とする。
 - 当該保険薬局における実労働時間が週 32 時間に満たない保険薬剤師は、以下により算出する。

当該保険薬局における週 32 時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計（時間／3 月）
 32（時間／週）×13（週／3 月）

- 「1」の、②の計算については、小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める。
- 「2」の合計算定回数欄には当該保険薬局が「2」に記載されている期間における、それぞれの実績の合計を記載すること。
- 「2」の各基準の範囲は以下のとおり。
 - ①時間外等加算：「区分番号 01」の「注 4」
 - ②夜間・休日等加算：「区分番号 01」の「注 5」

- (2) 麻薬管理指導加算：「区分番号 10」の「注 3」、「区分番号 13 の 2」の「注 2」、「区分番号 15」の「注 2」、「区分番号 15 の 2」の「注 2」、「区分番号 15 の 3」の「注 2」、介護保険における居宅療養管理指導費の「注 2」、介護予防居宅療養管理指導費の「注 2」
- (3) ①重複投薬・相互作用等防止加算：「区分番号 10」の「注 4」、「区分番号 13 の 2」の「注 3」
 - ②在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料：「区分番号 15 の 6」
- (4) ①かかりつけ薬剤師指導料：「区分番号 13 の 2」
 - ②かかりつけ薬剤師包括管理料：「区分番号 13 の 3」
- (5) 外来服薬支援料：「区分番号 14 の 2」
- (6) 服用薬剤調整支援料：「区分番号 14 の 3」
- (7) 以下における、単一建物診療患者に対する算定実績
 - ①在宅患者訪問薬剤管理指導料：「区分番号 15」
 - ②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料：「区分番号 15 の 2」
 - ③在宅患者緊急時等共同指導料：「区分番号 15 の 3」
 - ④介護保険における居宅療養管理指導費
 - ⑤介護保険における介護予防居宅療養管理指導費
- (8) 服薬情報等提供料：「区分番号 15 の 5」

6 届出に当たっては、様式 87 の 3 を併せて届け出ること。